

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30年 6月 4日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ニシムラ
 住所 574-0055 大阪府大東市新田本町18番2号
 代表者氏名 代表取締役 西村 恭二
 電話番号 072-871-5090
 FAX番号 072-874-1646
 メールアドレス yuuko@nishimura-kk.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 30年 6月 4日

申請者 氏名又は名称 株式会社 ニシムラ
574-0055

住 所 大阪府大東市新田本町18番2号

代表者氏名 西村 恭二



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 西村 恭二 取締役 松本 忠 取締役 籾内 三枝子 監査役 西村 政江	
事業の範囲	1 浴槽、流し等住宅設備機器の販売、施工、及び管工事 2 上下水道施設・冷暖房設備・衛生設備・消防設備請負業 3 上記に付帯する一切の事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ニシムラ
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 574-0055 住所 大阪府大東市新田本町18番2号 電話番号 072-871-5090 F AX番号 072-874-1646 メールアドレス yuuko@nishimura-kk.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
ニシムラ オヨリシ 西村 恭二 コザカイ ノブアキ 小坂井 伸明 イノリエ カツヒサ 井ノ上 勝久 タナカ セイジ 田中 誠二	第 3718 号 第 184420 号 第 55997 号 第 289999 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 30年 6月 4日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切のこ		10	
	パイプカッター		10	
	切断機	C307A 100V	4	
管の加工用の 機械器具	やすり		10	
	パイプネジ切器	REXN 20A	3	
		REXMIN 140A	1	
		REXMIN 132A	1	
接合用の 機械器具	ダイヤモンドカッター	TS-160型 100V	5	
	穿孔機 ｽﾄﾙ穿孔機	φ13～φ25、 φ20～φ25	2	
	電気溶接機	MD 150S 100V	1	
	パイプレンチ	300mm	10	
	プライヤー	250mm	10	
	ラチェットレンチ	19×24	10	
	ガストーチ	ワンタッチトーチ	10	
水圧テストポン プ	手動テスター	T-50K	2	
	水圧テスター		4	
	水圧洗浄機	REX WASH KING 60	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30年 6月 4日

申請者

氏名又は名称 株式会社 ニシムラ

住 所 大阪府大東市新田本町18番2号

代表者氏名 代表取締役 西村 恭二



水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府大東市新田本町18番2号
株式会社ニシムラ

会社法人等番号	1220-01-015736	
商号	株式会社ニシムラ	
本店	大阪府大東市太子田二丁目6番16号	
	大阪府大東市新田本町18番2号	平成16年 4月 1日移転 ----- 平成16年 4月 1日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和63年4月20日	
目的	1 浴槽・流し等住宅設備機器の販売、施工及び管工事 2 上下水道施設工事請負業 3 冷暖房設備工事請負業 4 衛生設備工事請負業 5 消防設備工事請負業 6 水道工事にとまなう土木工事業 7 その他上記各号に附帯する一切の事業 平成16年 4月27日変更 平成16年 4月28日登記	
発行可能株式総数	400株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 400株	平成21年 6月23日変更 ----- 平成21年 6月24日登記
	株券を発行する旨の定め	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 8日登記	
資本金の額	金2000万円	平成21年 6月23日変更 ----- 平成21年 6月24日登記
	株式の譲渡制限に関する規定	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>西村恭二</u>	平成19年 6月30日重任 ----- 平成19年11月 8日登記
	取締役 西村恭二	平成29年 5月25日重任 ----- 平成29年 5月26日登記
	<u>取締役</u> <u>松本忠</u>	平成19年 6月30日重任 ----- 平成19年11月 8日登記
	取締役 松本忠	平成29年 5月25日重任 ----- 平成29年 5月26日登記
	<u>取締役</u> <u>簀内三枝子</u>	平成19年 6月30日重任 ----- 平成19年11月 8日登記
	取締役 簀内三枝子	平成29年 5月25日重任 ----- 平成29年 5月26日登記
	<u>大阪府大東市太子田二丁目4番14号</u> <u>代表取締役</u> <u>西村恭二</u>	平成19年 6月30日重任 ----- 平成19年11月 8日登記
	<u>大阪市鶴見区茨田大宮四丁目26番2-7号</u> <u>代表取締役</u> <u>西村恭二</u>	平成26年 3月30日住所 移転 ----- 平成29年 5月26日登記
	大阪市鶴見区茨田大宮四丁目26番2-7号 代表取締役 西村恭二	平成29年 5月25日重任 ----- 平成29年 5月26日登記
	<u>監査役</u> <u>西村政江</u>	平成19年 6月30日重任 ----- 平成19年11月 8日登記
	監査役 西村政江	平成29年 5月25日重任 ----- 平成29年 5月26日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定 する旨の定款の定めがある	----- 平成29年 5月26日登記

大阪府大東市新田本町18番2号
株式会社ニシムラ

取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月8日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年1月19日移記	

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

平成30年5月30日

大阪法務局東大阪支局
登記官

田 島 和 昭



定 款

株式会社 ニシムラ

平成 21 年 2 月 1 日改訂

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ニシムラと称する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 浴槽・流し等住宅設備機器の販売、施工及び管工事
- 2 上下水道施設工事請負業
- 3 冷暖房設備工事請負業
- 4 衛生設備工事請負業
- 5 消防設備工事請負業
- 6 水道工事にともなう土木工事業
- 7 その他上記各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府大東市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、400株とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当社の発行する株式は、すべて額面株式とし、1株の金額は、金5万円とする。

(端株主の権利)

第7条 端株原簿に記載された端株主にして、株主であるものは、次の権利を有する。

- (1) 利益配当（商法第293条ノ5による金銭の分配を含む）を受ける権利。
- (2) 取締役会の決議により新株、転換社債、新株引受権付社債等の引受権を与えたときは、その引受権。

(株券)

第8条 当社の発行する株券は、端株を除き記名式とし、1株券、5株券、10株券、50株券、100株券の5種類とする。

- 2 端株は無記名式とし、端株券の種類は、0.5端株券、0.1端株券及び0.1株未満の端数を表示した単一端株券とする。なお、株券の所持を欲しない旨を、当社に申出があるときは、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義変更)

第10条 当社の株式につき名義書換を請求するには、当社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、その事由を証する書面をも提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第11条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第12条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第13条 前三条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第14条 当社は営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第15条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じたときも同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第16条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。社長に事故あるときは、取締役会の決議により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役全員に事故あるときは、出席株主のうちから選任された者がこれに代わる。

(決議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第20条 株主総会における議事の経過の要領及び結果は、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。

第4章 取締役、監査役、代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第21条 当社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とする。

(取締役及び監査役の選任)

第22条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

3 監査役は、その選任及び解任につき意見を述べることができる。

(取締役及び監査役の任期)

第23条 取締役の任期は、就任後10年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、就任後10年内の最終決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員で就任した取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとする。

4 任期満了前に退任して監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、代表取締役が招集するものとし、その通知は、各取締役及び監査役に対し会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社に、社長1名を、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名をおき、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

2 社長は、当社を代表する。

3 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第26条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第27条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章計算

(営業年度)

第28条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当)

第29条 利益配当金は、毎決算期現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に支払う。

2 利益配当金、その他の諸交付金は、当社がその支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

(除斥期間)

第30条 株主配当金及び分配金は、支払いの提供をしてから満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

第 6 条 附則

(設立に際して発行する株式)

第 3 1 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式 100 株とし、1 株の発行価額は金 5 万円とする。

(最初の営業年度)

第 3 2 条 当会社の最初の営業年度は、当会社成立の日から、翌年 3 月 31 日までとする。

(最初の取締役及び監査役の任期)

第 3 3 条 当会社の最初の取締役及び監査役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

これは当会社の現行の定款の写しである。

平成 30 年 6 月 1 日

大阪府大東市新田本町 18 番 2 号

株式会社 ニシムラ

代表取締役 西村 恭二



第三七一一八号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

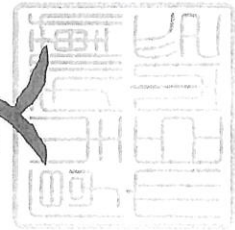
氏名 西村 恭二

昭和四十二年六月二十日生

水道法(昭和二十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年八月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第3718号
交付年月日 平成10年 2月17日
本 籍 山口県
フリガナ ニシムラ キョウジ
氏 名 西村 恭二
生年月日 昭和42年 6月20日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第一八四四二〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

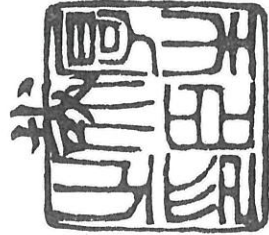
氏名 小坂井 伸 明

昭和四十七年三月二十五日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄



第五五九九七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

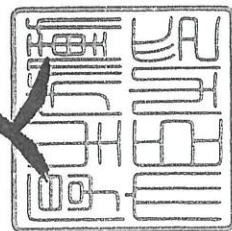
氏名 井ノ上 勝久

昭和四十八年一月十七日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年八月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久



第二八九九九九号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 田中 誠 二

平成三年十一月十四日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信





吹田

門真出口

阪神線

花博

株式会社 ニシムラ

〒574-0055 大東市新田本町18-2
電話 072-871-5090
FAX 072-874-1646

団地
団地

公園

団地

団地

団地

トヨタ

プロッサム

大東鶴見出口

近畿自動車道

ラーメン

グイートマガス

パチンコ

鶴見 マクドナルド

大阪生駒奈良線 (阪奈道沿)

神歴

サークルK

パチンコ

マンション

ローン

狭い

パチンコ

パチンコ

南郷公園

電機

ラーメン

生駒

マヨネーズ

ニシムラ

新田公園

トイレ

センチュリー21

マンション

光新屋

コジマ

GS

バイク

くら寿司

わくわく看板

パチンコ

パチンコ

パチンコ

JR 学研都市線

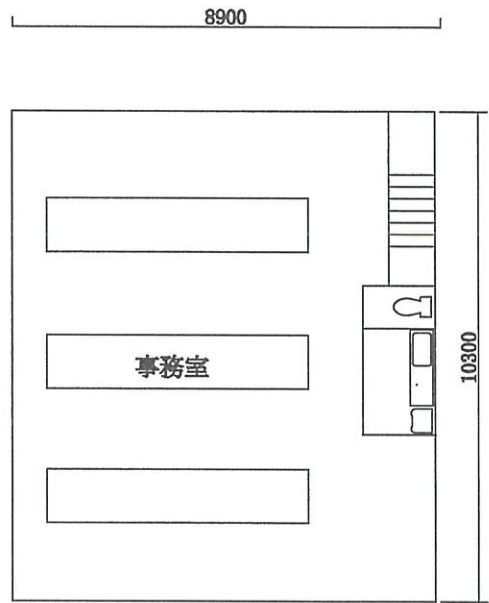
鴻池新田駅

至 京橋

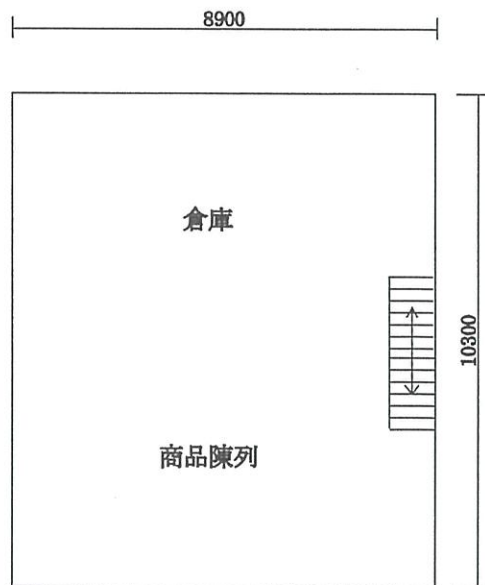
住道 至



1F平面図



3F平面図



2F平面図



2階倉庫



事務所内



事務所内

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30年 6月 4日

申請者 フリガナ氏名又は名称 株式会社 ニシムラ
 住所 574-0055
 大阪府大東市新田本町18番2号
フリガナ代表者氏名 代表取締役 ミシムラ西村 恭二
 電話番号 072-871-5090
 FAX番号 072-874-1646
 メールアドレス yuuko@nishimura-kk.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 30年 6月 4日

株式会社 ニシムラ
届出者 574-0055
大阪府大東市新田本町18番2号
代表取締役 西村 恭二



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ニシムラ	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
西村 恭二 小坂井 伸明 井ノ上 勝久 田中 誠二	第 3718 号 第 184420 号 第 55997 号 第 289999 号	

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第三七一八号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

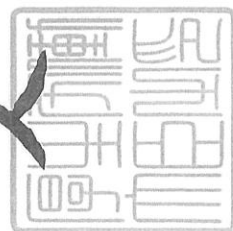
氏名 西村 恭二

昭和四十二年六月二十日生

水道法昭和二十一年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十六年八月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第3718号
交付年月日 平成10年 2月17日
本 籍 山口県
フリガナ ニシムラ キョウジ
氏 名 西村 恭二
生年月日 昭和42年 6月20日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



第一八四四二〇号

給水装置工事主任技術者免状

本籍 大阪府

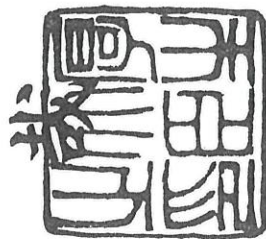
氏名 小坂井 伸 明

昭和四十七年三月二十五日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置工事主任
技術者免状を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄



第五五九九七号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

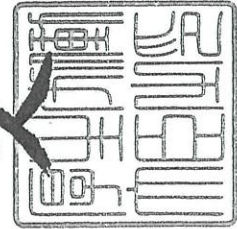
氏名 井ノ上勝久

昭和四十八年一月十七日生

水道法(昭和二十五年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成二十五年八月三十日

厚生労働大臣 田村憲久



第二八九九九九号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 田中 誠 二

平成三年十一月十四日生

水道法(昭和三十九年法律第七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月十七日

厚生労働大臣 加藤勝信

